

訪問介護契約書 兼 重要事項説明書

様（以下、「利用者」といいます）と、正和ライフサービス株式会社(以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行なう訪問介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約期間）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 利用者は、有効期間満了日から引き続いて次の要介護認定を受けたときは、その有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新するものとします。

第3条（訪問介護計画）

- 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者及び保証人に説明しご承諾をいただきます。
- 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第4条（訪問介護の内容）

- 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は【別紙1】に定めたとおりです。
- 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って【別紙1】に定めた内容の訪問介護を提供します。
- 第2項のサービス従業者は、介護福祉士または介護職員実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修もしくは旧訪問介護養成研修1～2級課程を修了した者です。
- 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て計画書を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条（サービス提供の記録）

- 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等をサービス提供記録に記録します。
- 事業者は、サービス提供記録を、この契約の終了後2年間保管します。
- 利用者は、事業者の事業所において、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を当該利用者に請求する場合があります。

第6条（料金）

- 利用者は、サービスの対価として【別紙1】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。
- 利用者は、当月の料金の合計額の請求を受けた日から15日以内に事業者へ支払います。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 利用者は、居宅においてサービス従事者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を支払います。負担します。

第7条（サービスの中止）

- 利用者は、事業者に対してサービス提供日の前日18時までに通知することにより、料金の負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 利用者がサービス提供日の前日18時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合、事業者は利用者に対して【別紙1】に定める計算方法により、料金を請求することができます。この場合は第6条に定める料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 事業者は、利用者に対して介護保険法関連法令の改正などによる料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。この場合は、当該改正日の30日前までに利用者へ文書で通知します。
- 利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し利用日の7日前までに文書などで通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書などで通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
 - 事業者はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して30日間の予告期間において理由を示した文書等で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - 次の事由に該当した場合は、利用者は文書などで通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 事業者が秘密義務に反した場合
 - 事業者が利用者や保証人に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 事業者が破産した場合
 - 次の事由に該当した場合は、事業者は文書などで通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 利用者のサービス料金の支払いが30日以上遅延し、料金を支払うよう催告下にもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはその利用者の入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
 - 利用者または保証人が事業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - やむを得ない事由により事業を閉鎖または縮小する場合
- 次の事由に該当した場合は、この契約は当該各号に定める日に自動的に終了します。
- 利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日
 - 利用者が要介護認定区分ではなくなった場合・・・非該当となった日
 - 利用者が死亡した場合・・・死亡日

第10条（秘密保持）

- 事業者及びサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその関係者に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密義務は契約終了後も同様です。
- 利用者及びその関係者は、本契約に署名することでサービス担当者会議や医療介護連携などにおいて、個人情報を用いることに同意することとします。

第11条（賠償責任）

- 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくはサービス従業者の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくはサービス従業者の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
- 利用者は、居宅に置いて故意または菓子るもしくはこの契約上の注意義務に違反して、事業者もしくはサービス従業者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 序業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行なっているときに利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに主治の医師に連絡を取るとともに、保証人または緊急連絡先き連絡する等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）
サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第14条（連携）
1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2 第9条2項または4項に基づいて解約通知をする場合は、事前に利用者の居宅サービス計画を作成した介護支援専門員に連絡します。

第15条（苦情対応）
事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情などに対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めない事項）
1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条（裁判管轄）
この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業所が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者 訪問介護せいわ 第1371104579号
住所 東京都大田区南千束1-7-14
代表者名 正和ライフサービス株式会社 代表取締役 鶴吾郎
管理者 林田英治

印

<ご利用者>

住所：

氏名：

<ご家族代表>

住所：

氏名：

【別紙1】

○ 管理者 林田英治 03-6425-2556 サービス提供責任者 川村義崇 080-3451-4697

○サービス内容

①身体介護中心型サービス：食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・買い物同行などの身体に関わる援助

②生活援助中心型サービス：買物・調理・掃除・洗濯などの家事に関わる援助

○緊急時の対応

サービス提供中に利用者の心身の状態に急変が生じた場合、又はそのおそれがある場合には、速やかに主治医、家族、関係機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、緊急性が高いと判断した場合には、119番通報等により適切な救急対応を行います。

○第三者評価の実施状況

現在、当事業所では第三者評価を実施しておりません。

○料金

		単位数	利用料金			
			10割	1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163	1,858円	186円	372円	558円
	20分以上30分未満	244	2,781円	279円	557円	835円
	30分以上1時間未満	387	4,411円	442円	883円	1,324円
	1時間以上	567	6,463円	647円	1,293円	1,939円
	1時間を超えて30分増すごとに	82	934円	94円	187円	281円
生活援助	20分以上45分未満	179	2,040円	204円	408円	612円
	45分以上	220	2,508円	251円	502円	753円
	身体介護に引き続き行った場合	65	741円	75円	149円	223円
初回加算	1月につき	200	2,280円	228円	456円	684円

※6時から8時、18時から22時の場合は上記単位数に25%加算されます。

※22時から6時の場合は上記単位数に50%加算されます。

※訪問介護員2名派遣の場合は上記単位数に100%加算されます。

※上記料金に介護職員等処遇改善加算Ⅰとして25.5%加算されます。

※上記料金に特定事業所加算Ⅱとして10%加算されます。

○その他自費でかかる費用

介護保険を利用しないサービス15分あたり（30分以上から申し込みできます）		1,500円	
キャンセル料（前日18時までのご連絡で無料です）		利用予定金額の全額	
通常の実施地域を超えて訪問する場合	車や交通機関の場合	交通費実費	
	自転車や徒歩の場合	1kmにつき150円	

○ 相談・要望・苦情などの窓口

訪問介護せいわ 担当：川村	電話番号	080-3451-4697
大田区福祉部介護保険課介護サービス担当	電話番号	03-5744-1655